

事務連絡
令和 2年 3月 5日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
全国健康保険協会
健康保険組合連合会
国民健康保険中央会

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の審査決定について

柔道整復師並びにはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の審査については、必要な感染拡大防止を講じつつ実施をお願いします。

なお、令和2年3月の審査において、「柔道整復療養費審査委員会」及び「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会」を開催することにより、新型コロナウイルス感染の拡大を招くリスクがあると判断される場合には、「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について」（平成11年10月20日保発第145号・老発第683号）及び「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の審査委員会の設置基準について」（平成30年6月12日保発0612第3号）の審査の規定にかかわらず、必要に応じて審査委員の2分の1未満の出席により審査決定をすることや審査委員長の一任により審査決定をすることもやむを得ないと解することとしたので、貴管内関係者に対する周知等をお願いします。



事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 4 日

厚生労働省保険局
医 療 課 長 殿

国民健康保険中央会
事務局長 細田 勝巳

新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の審査決定について

本会の事業運営につきましては、日頃から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、国民健康保険団体連合会に設置されている柔道整復師並びにはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の審査委員会においては、「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について」（平成 11 年 10 月 20 日保発第 145 号・老発第 683 号）並びに「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の審査委員会の設置基準について」（平成 30 年 6 月 12 日保発 0612 第 3 号）に基づき、毎月月末までに審査委員の 2 分の 1 以上の出席による審査委員会において審査決定がなされております。

しかしながら、令和 2 年 3 月の審査委員会開催に当たり、新型コロナウイルス感染症の最新の発生状況を踏まえると、審査委員が一堂に会する審査委員会において感染拡大のリスクがあることから、開催を取りやめる必要もあるのではないかと考えております。

つきましては、上記通知の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月の審査委員会について、定足数に満たない開催や審査委員会会長一任により審査決定することが可能となるよう、ご配慮くださるようお願い申し上げます。

(参考)

柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について（平成 11 年 10 月 20 日保発第 145 号・老発第 683 号）

6. 審査

（2）柔整審査会は、審査委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、審査の決定をすることができない。

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の審査委員会の設置基準について（平成 30 年 6 月 12 日保発 0612 第 3 号）

6. 審査

（2）審査会は、審査委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、審査の決定をすることができない。